

酒々井町教育委員会行事の共催及び後援に関する申請の手引き

令和7年12月1日作成

申請書名	共催（後援）承認申請書・後援行事実績報告書
申請時の注意事項	<p>(1) 対象となる行事 学校教育又は社会教育に関する展覧会、講習会、研究会、競技会その他の集会又は催しものです。</p> <p>(2) 共催・後援の定義 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担するものです。 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催に名目的に参加するもの。財政的支援は伴わず、行事の際の事故の責任も負いかねます。</p> <p>(3) 承認する基準 以下3つの要件すべてに該当する行事が対象です。 ①酒々井町の教育施策の推進上有益であると認められるもの ②団体若しくはその機関又はこれらの長が主催するもの ③酒々井町内または隣接する地域において開催されるもの ※営利・政治的・宗教的目的を有するものや不適当と認められるものは不承認となる場合があります。</p> <p>(4) 申請の方法 別添『共催(後援)承認申請書』に必要事項を記入し、行事実施の14日前までに担当する窓口（下記参照）へご提出ください。 ※入場料等を徴取する場合、額及び目的が適正であることがわかる資料を添付してください。</p> <p>(5) 実績報告書の提出 必要に応じて、別添『後援行事実績報告書』を申請を行った窓口に提出を求める場合があります。</p>
承認の通知	決定次第、『共催(後援)承認(不承認)通知書』を通知しますが、決定までは1～2週間程度要します。また、郵送での通知を希望される場合は、申請時に返信用封筒と切手をお渡しください。
問い合わせ・提出先	<p>下記の行事担当課へ行ってください。行事担当課が不明な場合や総合的なお問い合わせはこども課（庶務班）へお問い合わせください。</p> <p>■生涯学習・スポーツ・文化財関係行事 生涯学習課（TEL043-496-5334・5321 中央公民館1階）</p> <p>■プリミエール酒々井使用行事 プリミエール酒々井（TEL043-496-8681）</p> <p>■学校教育関係行事 学校教育課（TEL043-382-2345 西庁舎2階）</p> <p>■こども課（庶務班）（TEL043-382-2344 西庁舎1階）</p>